

**令和3年2月28日までに25万円の補助金(発熱診療等医療機関100万円)を申請「していない」医療機関が対象です (※申請された場合、下記参照)**

## 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保補助金」申請受付開始

【概要】 令和3年4月1日～9月30日までに感染拡大防止対策等に要した費用が助成されます(上限あり)。

【対象経費…令和3年4月1日～9月30日までに支出した下記経費】

賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※テナント開業における家賃のほか、リース料など感染拡大防止と直接関係ない費用も対象となり得ます。

また、下記「精算申請」だと手続きが1回で済みます。

※令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の経費は「対象外」です(令和3年3月分の経費を翌4月に支払った場合も対象外)。また、工事費、診療報酬で請求可能な経費、従前から勤務している者および通常の医療の提供を行う者(看護師・歯科衛生士等)に係る人件費は「対象外」です。

【補助上限】

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けていない医療機関等

◆神奈川県から発熱診療等医療機関の指定通知を受けている医療機関	100万円または下記金額のいずれか大きい方
◆医療機関等(コロナ患者の対応をしていない医療機関を含む)	
・病院、有床診療所(医科・歯科)	25万円+5万円×許可病床数
・無床診療所(医科・歯科)	25万円

※「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の補助金を受けている場合、その金額が補助上限額から差し引かれます。

★令和3年2月28日までに25万円の補助金(発熱診療等医療機関100万円)を申請された場合★  
原則、本補助金の「対象外」です。ただし、補助金申請以降新たに「発熱診療等医療機関」の指定を受けた場合、申請済の補助金額と上記補助上限額との「差額」が補助されます。

【締め切り】 令和3年9月30日(当日消印有効)

【提出先】 下記へ郵送にて提出。

〒119-0397 銀座郵便局

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当宛て

【申請方法】 ※申請書類は厚生労働省HPからダウンロードできます。

①精算申請(申請時、支出がすべて終わっている場合)

②概算申請(申請時、支出が終わっていない場合。後で要実績報告)

の2通り。「①精算申請」の場合、手続きが「1回」で済みます。

★今後、新聞・協会HPでも情報発信予定★

厚労省 感染症 補助金 令和3年度

検索



【お問合せ】①税対経営部(045-313-2111)②厚労省コールセンター0120-336-933(平日9:30～18:00)